



熊本県公報

第 1 2 5 4 2 号
平成 28 年 8 月 5 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 兼用工作物管理協定の締結…………… (河川課) 1
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 2
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定取消し…………… (会計課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2

公 告

- 平成 2 7 年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況…………… (県政情報文書課) 3
- 平成 2 8 年度熊本県調理師試験の実施…………… (健康づくり推進課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 6
- 公共測量の実施…………… (監理課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 7
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 8
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 8
- 第 4 5 回採石業務管理者試験の実施…………… (エネルギー政策課) 9

登 載 依 頼

- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 10
- 公示による通知…………… (//) 11

告 示

熊本県告示第 7 1 6 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 8 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社明和	ケアプランサービス 祐徳	上天草市大矢野町登立 1 4 2 6 番地 1 1	平成 2 8 年 8 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 7 1 7 号
河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定による堤防と道路との兼用工作物の管理方法についての協議が成立したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。
なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。
平成 2 8 年 8 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系秋津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
熊本市東区秋津一丁目 2 1 5 5 番地先から熊本市東区秋津一丁目 2 1 5 9 番地先まで

- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 熊本市長 大西一史
熊本市中央区手取本町1番1号
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設及び工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面であって、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成28年6月16日から道路の存続する日まで

熊本県告示第718号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成28年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町豊富字堂平3556番、3559番、3560番、宇井川迫3639番、3655番1、3656番1、3656番2、3658番
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第719号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定による売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第3項の規定により告示する。
平成28年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	取消年月日
宇土市浦田町51番地	宇土市職員互助会 会長 山本 桂樹	平成28年7月28日

熊本県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成28年8月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成28年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名市大字三ツ川 3285番地先から 同所 3284番1地先まで	前	7.7 ～ 9.9	18.9	
			後	9.1 ～ 12.2		

- 2 区域を変更する期日 平成28年8月5日

熊本県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年8月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字上ヶ滝 232番2地先から 同所 232番2地先まで	112.1	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年8月5日

公 告

熊本県公告第490号

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）第32条及び熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（平成24年熊本県規則第27号）第17条の規定により、平成27年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、その概要を次のとおり公表する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成27年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況

（表は平成28年3月31日の状況）

1 保存の状況（総数）

① 所蔵簿冊数

	特定歴史公文書の総所蔵簿冊数					【参考】 目録調整中の簿冊数 (移管予定簿冊数)
		目録に記載された簿冊数				
		媒体の種類別				
		文書又は図画	電磁的記録	その他		
行政機関	4,423	4,423	4,423	0	0	1,822
地方独立行政法人等	0	0	0	0	0	0
計	4,423	4,423	4,423	0	0	1,822

（注）「電磁的記録」は、CD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等である。

② 利用制限区分の状況

	目録に記載された簿冊数				
	利用制限区分の別				要審査
	審査済み				
全部利用	一部利用	利用不可			
	4,423	63	20	6	4,334

2 移管受入の状況

移管受入簿冊数	移管元機関の別	
	行政機関	地方独立行政法人等
	0	0

3 利用請求の状況

利用請求件数	うち本人からの利用請求の件数	【参考】
		移管元行政機関等による利用の特例の件数
2	0	31

4 利用決定の状況

利用決定件数	全部利用決定	一部利用決定	全部利用制限
	2	1	1

5 利用の状況

利用の方法	
関 覧	写しの交付
1	1

6 異議申立ての状況

利用請求に対する処分に係る異議申立て	
異議申立件数	処案件数
0	0

※ 3 以下は利用請求等の件数（1件につき複数の簿冊が含まれる場合あり）

熊本県公告第491号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により平成28年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）第9条の規定により公告する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日
平成28年12月11日（日）
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目1番100号
- 3 試験科目及び時間
 - (1) 食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
 - (2) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 4 受験資格
 - (1) 学歴
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者
 - (2) 調理実務経験
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類
次に掲げる書類を提出すること。ただし、平成25年度から平成27年度までのいずれかの年度に行われた調理師試験に係る熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、イ及びウに掲げる書類の提出を省略できる。
ア 受験願書 1部
イ 調理業務従事証明書 1部
ウ 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類
エ 写真（受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載したもの） 1枚
オ 戸籍抄本又は戸籍謄本（提出前6月以内に交付されたもの） 1部
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名（受験票を提出する者にあつては、当該受験票の氏名）と現在の氏名が異なる場合に限る。
 - (2) 受験願書の配付
平成28年8月22日（月）から平成28年9月30日（金）まで、熊本県の保健所、熊本市の保健所、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。ただし、土日祝祭日には、配付しない。
なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、宛て先を明記し、92円切手を貼った返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
 - (3) 受験願書等受付期間
平成28年9月26日（月）から平成28年9月30日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成28年9月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (4) 受験願書等提出先
受験願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）をするときには、必ず書留郵便とし、封筒の表に「調理師試験願書在中」と朱書の上、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課に送付すること。
ア 熊本市居住者にあつては、熊本県庁西側事務棟3階会議室
イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
 - (5) 受験手数料
6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替）
受験願書を受理した後の受験手数料は、返還しない。
- 6 受験票の交付
受験票は、受験願書を審査した後、受験者に郵送により交付する。
- 7 合格基準

原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各科目の得点が科目ごとの平均点の2割以上であること。

- 8 合格発表
合格者は、平成29年1月5日（木）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 9 その他
 - (1) 受験手続等に関する問合せは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（電話096-333-2252）に行うこと。
 - (2) 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は、合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。
 - (3) 出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。この場合において、掲載期間は、1年間（平成29年1月5日（木）から平成30年1月4日（木）まで）とする。

熊本県公告第492号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）カインズ宇土店
宇土市三拾町野原172番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社カインズ 代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年3月15日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,260平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 205台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北東側 35台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 38.5平方メートル
建物南東側 38.5平方メートル
建物南西側 31.5平方メートル
合計 108.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北西側 11.88立方メートル
建物内西側 3.10立方メートル
建物内南西側 14.46立方メートル
合計 29.44立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前6時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前5時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
4箇所 建物敷地南側、東側及び北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成28年7月14日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
平成28年8月5日から平成28年12月5日まで

熊本県公告第493号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	平成28年7月5日から 平成28年8月31日まで	熊本県上益城郡甲佐町

熊本県公告第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字池ノ本135番1、同135番4、同135番5及び同135番6
1,091.59平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区健軍二丁目18番26号
熊本入大株式会社

熊本県公告第495号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字辛川字中屋敷1153番の一部
530.74平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区戸島五丁目4番18号
矢野 正記

熊本県公告第496号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1322号	魚かす粉末	魚かす粉末1号	窒素全量： 6.5 りん酸全量： 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	清水 正廣 熊本県天草市牛深町3338番地1	平成34年7月24日

熊本県公告第497号

熊本市に事務所を置く植木町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田中 博明	熊本市北区植木町内2 1 4番地
理事	角田 勝幸	熊本市北区植木町田底9 1 6番地
理事	田中 政二	熊本市北区植木町正清6 8番地
理事	有働 宏祀	熊本市北区植木町宮原3 3 1番地 2
理事	三代 憲正	熊本市北区植木町清水1 5 0 8番地
理事	井村 憲二	熊本市北区植木町清水2 3 8 0番地
理事	高田 嗣人	熊本市北区植木町内3 2 3番地
理事	泉田 成雄	熊本市北区植木町亀甲1 9 2 0番地
理事	丸内 東光	熊本市北区植木町大井5 0 0番地
理事	福嶋 德行	熊本市北区植木町古閑2 7番地 1
理事	丸山 正弘	熊本市北区植木町有泉1 0 6 4番地
理事	堀 日出夫	熊本市北区植木町小野1 2 2 6番地 2
理事	本田 昇	熊本市北区植木町岩野2 9 0 6番地 1
監事	大島 和時	熊本市北区植木町田底2 2 6 1番地 2
監事	中園 輝幸	熊本市北区植木町清水2 9 8 9番地 1
監事	青木 正信	熊本市北区植木町岩野3 5 8 2番地
就任		
理事	田中 博明	熊本市北区植木町内2 1 4番地
理事	角田 勝幸	熊本市北区植木町田底9 1 6番地
理事	田中 政二	熊本市北区植木町正清6 8番地
理事	有働 宏祀	熊本市北区植木町宮原3 3 1番地 2
理事	石本 博文	熊本市北区植木町清水9 5 2番地
理事	井村 憲二	熊本市北区植木町清水2 3 8 0番地
理事	泉田 成雄	熊本市北区植木町亀甲1 9 2 0番地
理事	上村 弘明	熊本市北区植木町山本1 9 4 9番地
理事	友田 賢雄	熊本市北区植木町大井3 5 7番地 2
理事	住野 弘行	熊本市北区植木町古閑7 6 5番地 1
理事	岡本 則泰	熊本市北区植木町有泉1 0 8 6番地
理事	園木 薫	熊本市北区植木町小野1 2 9 0番地
理事	本田 昇	熊本市北区植木町岩野2 9 0 6番地 1
監事	大島 和時	熊本市北区植木町田底2 2 6 1番地 2
監事	東田 憲成	熊本市北区植木町内2 0 9番地
監事	青木 正信	熊本市北区植木町岩野3 5 8 2番地

熊本県公告第498号

上益城郡甲佐町に事務所を置く糸田堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
監事	下田 勉	上益城郡嘉島町上島1 8 1 1番地
就任		
理事	山下 昭一	上益城郡甲佐町白旗4 2 6番地
監事	田上 要一	上益城郡嘉島町上島1 3 7 2番地

熊本県公告第499号

天草市に事務所を置く楠甫土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公

告する。
平成28年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	堀 洋一	天草市有明町楠甫4938番地3
理事	葉山 正典	天草市有明町楠甫4751番地2
理事	吉口 務	天草市有明町楠甫3782の1番地
理事	丸田 起雄	天草市有明町大浦4222番地
理事	高戸 郁雄	天草市有明町楠甫58番地
理事	富崎 洋一	天草市有明町楠甫3494の1番地
理事	元島 巖	天草市有明町楠甫2の1番地
理事	岳元 常廣	天草市有明町楠甫2471番地
理事	田中 哲廣	天草市有明町楠甫2351番地2
理事	萩平 隆則	天草市有明町楠甫1445番地
理事	林田 文雄	天草市有明町楠甫3701の1番地
理事	渡邊 満徳	天草市有明町大浦49番地
監事	益田 秀喜	天草市有明町楠甫2150番地4
監事	富崎 信一	天草市有明町楠甫3499番地
監事	楠森 有雄	天草市有明町大浦54番地
就任		
理事	堀 洋一	天草市有明町楠甫4938番地3
理事	葉山 正典	天草市有明町楠甫4751番地2
理事	吉口 務	天草市有明町楠甫3782の1番地
理事	丸田 起雄	天草市有明町大浦4222番地
理事	鶴田 清治	天草市有明町楠甫55の1番地
理事	尾崎 久雄	天草市有明町楠甫3459番地
理事	萩平 明雄	天草市有明町楠甫1447の2番地
理事	岳元 常廣	天草市有明町楠甫2471番地
理事	田中 哲廣	天草市有明町楠甫2351番地2
理事	片平 輝夫	天草市有明町楠甫1000番地
理事	林田 文雄	天草市有明町楠甫3701の1番地
理事	中嶋 健	天草市有明町大浦4240番地7
監事	益田 秀喜	天草市有明町楠甫2150番地4
監事	富崎 洋一	天草市有明町楠甫3494の1番地
監事	渡邊 健一	天草市有明町大浦49番地

熊本県公告第500号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、第45回採石業務
管理者試験を次のとおり実施する。

平成28年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験を実施する日時
平成28年10月14日（金）
午前10時から正午まで
- 試験を実施する場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館10階1002会議室
- 試験の方法及び科目
試験は、筆記試験とし、その科目は、次のとおりとする。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、
脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石
の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 受験願書の受付期間等
平成28年9月1日（木）から平成28年9月30日（金）まで（閉庁日を除く。）
の、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

なお、郵送による申込みの場合は、平成28年9月30日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

5 提出書類

(1) 業務管理者試験受験願書

(2) 履歴書

(3) 受験票

(4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。）

(5) 受験手数料

受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。

6 受験願書の請求先及び提出先

熊本市中心区水前寺六丁目18番1号

熊本県商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課資源班

電話 096-333-2322

登載依頼

熊本県収用委員会公告第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成28年8月5日

熊本県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道（22工区）「芦北出水道路」新設工事・熊本県葦北郡津奈木町大字千代字湯尻地内から水俣市古城一丁目地内まで）

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在

熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字蔵迫

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1785番	墓地	墓地	3,158	3,158.57	20.72
					196.86
					1.61
					34.38

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在

熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字蔵迫

地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1785番	墓地	墓地	3,158	3,158.57	8.10
					16.76
					2.37
					3.45

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、土地登記記録表題部所有者

持分24分の1 伊藤弘綱

持分24分の1 齊藤実隆

持分24分の1 前坂勘八

持分24分の1 大園源平

持分24分の1 原田熊太

- 持分 24 分の 1 原田嘉平
- 持分 24 分の 1 原田末吉
- 持分 24 分の 1 大園卯市
- 持分 24 分の 1 深水長胤
- 持分 24 分の 1 齊藤忠光
- 持分 24 分の 1 前坂熊太郎
- 持分 24 分の 1 原田源太
- 持分 24 分の 1 上原政次
- 持分 24 分の 1 原田伊吉
- 持分 24 分の 1 大園佐吉
- 持分 24 分の 1 大園眞津
- 持分 24 分の 1 伊藤信治
- 持分 24 分の 1 前坂吉太郎
- 持分 24 分の 1 古鉄兼八
- 持分 24 分の 1 原田次作
- 持分 24 分の 1 上原福太郎
- 持分 24 分の 1 上原寅太
- 持分 24 分の 1 大園総七
- 持分 24 分の 1 上原末太

なお、上記表題部は住所記載なし

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 28 年 7 月 25 日

熊本県収用委員会公告第 9 号

公 示 に よ る 通 知

熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字蔵迫 1 7 8 5 番地の土地登記記録表題部所有者

- (1) 伊藤弘綱 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (2) 齊藤実隆 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (3) 前坂勘八 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (4) 大園源平 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (5) 原田熊太 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (6) 原田嘉平 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (7) 原田末吉 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (8) 大園卯市 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (9) 深水長胤 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (10) 齊藤忠光 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (11) 前坂熊太郎 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (12) 原田源太 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (13) 上原政次 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (14) 原田伊吉 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (15) 大園佐吉 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (16) 大園眞津 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (17) 伊藤信治 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (18) 前坂吉太郎 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (19) 古鉄兼八 (持分 24 分の 1)
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (20) 原田次作 (持分 24 分の 1)

- 住所、居所、その他送達すべき場所不明
(21) 上原福太郎（持分24分の1）
住所、居所、その他送達すべき場所不明
(22) 上原寅太（持分24分の1）
住所、居所、その他送達すべき場所不明
(23) 大園総七（持分24分の1）
住所、居所、その他送達すべき場所不明
(24) 上原末太（持分24分の1）
住所、居所、その他送達すべき場所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成28年7月28日付け熊収第21号の2の書面（熊収28第1号、第2号案件（岩城案件）に係る第1回審理開催通知）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成28年8月17日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成28年8月5日

熊本県収用委員会